

4月7日に「緊急事態宣言直前」を公表した後も感染が継続し、先般は医療機関における感染も発生するなど、予断を許さない状況が続いています。これ以上の感染拡大を食い止めるため、また、大切な人の命と健康を守るため、県民のみなさまには、5月6日（水）までの間、以下のことを強くお願いいたします。

1 不要不急の外出や会合・会食を自粛する

症状の出ない方や症状の軽い方が無意識のうちにウイルスを拡散させることが懸念されています。知らないうちに他の方に感染させることをなくすため、人と接触する機会を極力減らす必要があります。

平日昼間も含め、終日、不要不急の外出や会合・会食（接客を伴う飲食店の利用を含む）の自粛を徹底してください。

2 感染防止対策を徹底する

発熱等の風邪症状がみられる際には絶対に外出しない、こまめな手洗いや咳エチケットなど、感染防止対策を徹底し、「うつさない・うつらない」ための行動をお願いします。

また、体調不良の家族がいる場合には、部屋や食事を別にするなど生活空間や使うものを分けたり、トイレ等の消毒を行うなど、同居家族内における感染防止対策を徹底してください。

3 感染リスクが高まる密閉・密集・密接の場を「つぐらない」「近づかない」

感染リスクのある「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」を避けてください。特に感染リスクの高まる3つの条件がそろう場（3密）を徹底的に回避してください。

また、店舗等の事業者におかれましても、人が集まらないような工夫（整理券の配布、テイクアウトの実施など）や、来店時のマスク着用の呼びかけなど店舗内での感染防止対策を徹底してください。

4 職場における感染防止対策を徹底する

感染拡大のリスクを減らすため、計画的在宅勤務（テレワーク）やシフト制の導入など、出勤する人数を減らすよう働き方の見直しを行ってください。

また、出勤時の検温、手洗いの励行、マスクの着用に加え、喫煙所や更衣室、社員食堂などにおける3密の回避など感染防止対策を徹底してください。

さらに、感染者だけでなく、濃厚接触者が所属する職場等においても、社員・職員の自宅待機を実施するなど感染拡大の防止にご協力ください。

5 医療機関を受診する前に電話で相談する

発熱や咳などの症状がある場合は、事前に相談窓口やかかりつけ医にまずは電話で相談し、受診時にはマスクを着用するなど対策をお願いします。

もし受診後の経過について不安がある場合には、複数の医療機関を受診することは避け、最寄りの保健所にご相談ください。

6 県内医療を守るために最大限協力する

県内の医療機関、医師・看護師などの方々は、全県的な感染対策に積極的に参加・協力してください。

また、医療体制を守るため、保育所、高齢者福祉施設などは、医療関係者等のご家族の利用に全面的に協力するようお願いいたします。

7 緊急事態宣言の対象地域など他県との往来を自粛する

緊急事態宣言の対象地域など感染者が拡大している地域との不要不急の往来の自粛をお願いします。

また、県外のみなさまには、不要不急の来県の自粛をお願いします。来県された方におかれては、2週間は自宅待機するなど、ご自身の体調に十分にご注意いただき、不要不急の外出を控えるようお願いいたします。

8 必要以上の買物を控えるなど冷静に行動する

食品、日用品、医薬品などを過剰に購入することのないよう、政府や自治体からの情報に基づき、必要な量の購入にとどめるなど、冷静に対応してください。

9 人権・個人情報保護を徹底する

感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対して、誤解や偏見に基づく差別を行わないよう、ご理解とご配慮をお願いします。

令和2年4月14日

福井県知事 杉本 達治